

奈良女子大学は 「学びたい」 を応援します! 意欲と能力のある学生が、 希望する教育を受けられるよう 皆様からの温かいご支援を お願いします。

- ●個人の方からのご寄附の場合、一般基金に適用される「所得控除」より高い減税効果 となる「税額控除」が選択いただけます。
- ●奈良女子大学なでしこ基金の中で、この「税額控除」を受けることができる寄附金は、 修学支援特定基金だけです。

詳細・寄附手続きは、当基金ホームページをご覧ください。

奈良女子大学なでしこ基金事務室

http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/nadeshiko/index.html TEL:0742-20-3938 FAX:0742-20-3205

E-mail: nadeshiko@jimu.nara-wu.ac.jp





税制上の優遇措置

2016年度税制改正により、修学支援事業に対するご寄附に対しては、従来までの「所得控除」に加え、新たに「税額控除」も適用されることになりましたので、寄附者ご自身でどちらか一方を選択いただけます。

「税額控除」とは、個人が寄附した場合、寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除することができる制度です。寄附金額を基礎に算出した控除額を所得税額から直接控除するため、寄附者にとっては、所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が非常に大きい点が特徴です。

<年収500万円、所得税率10%の方が1万円を寄附した場合の例>

●所得控除 (各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定します。)

(10,000円 **1 - 2,000円) × 10% = 800円寄附金額税率、所得に応じて変動

●税額控除 (各寄附者の税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除します。)

税額控除では 減税額が4倍に!

- ※1 寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に 相当する額 が税額控除対象寄附金となります。
- ※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。